

再審情願を行つてゐる者への在留特別許可に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十一日

参議院議長 山崎正昭殿

浜田和幸

再審情願を行つてゐる者への在留特別許可に関する質問主意書

一一〇〇九年七月に「在留特別許可に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が改訂された。朝日新聞の報道によると「これまでに不許可となつたケースでも、再申請があれば新指針で判断する」（一一〇〇九年七月十日）ことが明らかとなつてゐる。

これまで、退去強制令書が発付された後に在留特別許可を求める再審情願によつて在留特別許可が認められた。特定非営利活動法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY (APFS) が支援してゐる事案だけでも、一一〇〇九年十二月から一〇一一年十一月までの間に、十二家族四十四名に在留特別許可が認められてきた。

しかし、一〇一二年以降、再審情願による在留特別許可はほとんど認められていないのではないか。APFS が、一〇一三年十月に外国人事件を扱う弁護士・外国人支援団体等にヒアリングを行つた結果、一〇一二年以降再審情願による在留特別許可がほとんど認められていない事実が判明した。

退去強制令書が発付されてゐる者の中には、難民認定申請をしてゐる者も含まれる。また、一〇一三年七月六日には、送還を忌避してゐるにもかかわらず、七十五名のフィリピン人がチャーターバイに由つてフィリ

ピンに強制送還された。

政府は、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的に外国人の受入れ施策を推進していく方針を打ち出している。そこで、再審情願を行つてゐる者への在留特別許可の運用を中心に、以下質問する。

- 一 再審情願を行つてゐる事案についても在留特別許可は認められるか。
- 二 再審情願を行つてゐる事案についてもガイドラインが適用されると考えてよいか。
- 三 再審情願が認められている事案には、これまで子どもが含まれているか。含まれている場合には、子どもの年齢には何歳から何歳までの幅があるか。
- 四 再審情願により在留特別許可が認められた事案について、二〇一〇年度、二〇一一年度、二〇一二年度の件数を示されたい。
- 五 難民の認定をしない処分をした後に在留を特別に許可すべき事情があるとして在留特別許可を許可する場合も、ガイドラインの積極要素が考慮されると考えてよいか、政府の見解を明らかにされたい。
- 六 二〇一三年七月六日にチャーターバイに送還された。今年度中に再度、

チャーターバイによる送還を実施する予定はあるか。予定がある場合には、行き先はどこか。また、被送還者はどのような基準で選ばれ、何名送還する予定か示されたい。

右質問する。

